

一部負担金の減額、免除及び徴収猶予制度について

寒河江市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予制度

世帯主又は本市の国民健康保険の被保険者が、下記のいずれかに該当し、一時的にその生活が著しく困難となり、必要と認められるときは、世帯主の申請により、一部負担金の減額・免除・徴収猶予を受けることができます。

1. 対象となる世帯

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、その他これらに類する理由により著しく収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等（自発的失業又は定年による退職を除く。）により著しく収入が減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

※重大な損害 世帯主又は本市の国民健康保険の被保険者が所有する住宅又は家財が災害により損害を受け、その損害額（保険金、損害賠償金による補填されるべき金額を除く。）がその財産の価格の概ね2分の1以上である損害。

※著しく収入が減少したとき

当該事由発生前の収入額と申請時の収入額を比較し、概ね2分の1以上の減少が認められるとき。

2. 減免の割合等

要件	減額又は免除割合	備考
実収入月額と預貯金の合計額が、基準額以下の世帯	10割（免除）	医療機関の窓口で支払一部負担金が全額免除
実収入月額が基準額以下であり、かつ、預貯金の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下の世帯	5割減額	医療機関の窓口で支払一部負担金が5割減額
実収入月額が基準額×1.2以下で、かつ、預貯金の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下の世帯	徴収猶予	医療機関の窓口で支払う一部負担金が6か月以内の期間に限り支払いを猶予され、期間満了日まで市に支払う

※実収入月額

世帯主（擬制世帯主含む）及び当該世帯に属する本市の国民健康保険の被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入で、生活保護法の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額の合計額。

※基準額

生活保護の適用がされたものとして生活保護の基準の例により計算された世帯主等の需要の額の合計額。

※上記の「1. 対象となる世帯」に該当しない恒常的な低所得を理由とする申請は対象外です。

3. 減免の期間

申請のあった日の属する月の初日から起算して3か月までです。

4. 徴収猶予の期間

申請のあった日の属する月の初日から起算して6か月以内です。

5. 対象となる医療費

入院・外来の保険医療給付費です。（食事負担分や病衣、差額ベッド代などの保険適用外は該当しません。）

6. 申請手続き

事前にハートフルセンター（健康福祉課国保医療係）に申請書と必要な書類を提出していました
だきます。

7. 申請に必要な書類等

- (1) 受診する人の被保険者証
- (2) 一部負担金減額（免除・徴収猶予）申請書（様式第22号・規則第36条第1項）
- (3) 特別な事由を証明書類等
 - ①世帯状況報告書及び収入状況申告書（様式第1号）
 - ②医師の意見書（様式第2号）
 - ③誓約書（様式第3号）
 - ④その他市長が必要と認める書類
- 雇用保険受給資格者証、り災証明、また、給与証明書など収入の状況がわかるもの（直近のもの）など
- (4) 世帯主と被保険者の預金通帳（関係機関等に報告を求めるための同意書をいただく場合もあります）
- (5) 世帯主の印鑑

問い合わせ：寒河江市健康福祉課国保医療係 Tel.0237-86-2111（内線 613）